

添付法令資料 2 :

中国民事訴訟法 (目次)

2023 年 9 月 1 日同日国家主席令第 11 号により改正・公布 2024 年 1 月 1 日施行

第 1 編 総則

第 1 章 任務、適用範囲及び基本原則 (第 1 条ないし第 17 条)

第 2 章 管轄

第 1 節 審級管轄 (第 18 条ないし第 21 条)

第 2 節 土地管轄 (第 22 条ないし第 36 条)

第 3 節 移送管轄及び指定管轄 (第 37 条ないし第 39 条)

第 3 章 裁判組織 (第 40 条ないし第 46 条)

第 4 章 回避 (第 47 条ないし第 50 条)

第 5 章 訴訟参加人

第 1 節 当事者 (第 51 条ないし第 59 条)

第 2 節 訴訟代理人 (第 60 条ないし第 65 条)

第 6 章 証拠 (第 66 条ないし第 84 条)

第 7 章 期間及び送達

第 1 節 期間 (第 85 条及び第 86 条)

第 2 節 送達 (第 87 条ないし第 95 条)

第 8 章 調停 (第 96 条ないし第 102 条)

第 9 章 保全及び先行執行 (第 103 条ないし第 111 条)

第 10 章 民事訴訟の妨害に対する強制措置 (第 112 条ないし第 120 条)

第 11 章 訴訟費用 (第 121 条)

第 2 編 裁判手続

第 12 章 第 1 審普通手続

第 1 節 訴えの提起及び受理 (第 122 条ないし第 127 条)

第 2 節 審理前の準備 (第 128 条ないし第 136 条)

第 3 節 開廷審理 (第 137 条ないし第 152 条)

第 4 節 訴訟の中断及び終結 (第 153 条及び第 154 条)

第 5 節 判決及び裁定 (第 155 条ないし第 159 条)

第 13 章 簡易手続 (第 160 条ないし第 170 条)

第 14 章 第 2 審手続 (第 171 条ないし第 183 条)

第 15 章 特別手続

第 1 節 一般規定 (第 184 条ないし第 187 条)

第 2 節 選挙人資格事件 (第 188 条及び第 189 条)

第 3 節 失踪宣告及び死亡宣告事件 (第 190 条ないし第 191 条)

第 4 節 遺産管理人指定事件 (第 194 条ないし第 195 条)

第 5 節 公民の民事行為無能力及び制限民事行為能力認定事件 (第 198 条ないし第 200 条)

- し第 201 条)
- 第 6 節 無主財産認定事件 (第 202 条ないし第 204 条)
 - 第 7 節 調停合意確認事件 (第 205 条及び第 206 条)
 - 第 8 節 担保物権実行事件 (第 207 条及び第 208 条)
 - 第 16 章 裁判監督手続 (第 209 条ないし第 224 条)
 - 第 17 章 督促手続 (第 225 条ないし第 228 条)
 - 第 18 章 公示催告手続 (第 229 条ないし第 234 条)
- 第 3 編 執行手続
- 第 19 章 一般規定 (第 235 条ないし第 246 条)
 - 第 20 章 執行の申請及び移送 (第 247 条ないし第 251 条)
 - 第 21 章 執行措置 (第 252 条ないし第 266 条)
 - 第 22 章 執行の中断及び終結 (第 267 条ないし第 269 条)
- 第 4 編 涉外民事訴訟手続の特別規定
- 第 23 章 一般原則 (第 270 条ないし第 275 条)
 - 第 24 章 管轄 (第 276 条ないし第 282 条)
 - 第 25 章 送達、調査・証拠取得及び期間 (第 283 条ないし第 287 条)
 - 第 26 章 仲裁 (第 288 条ないし第 292 条)
 - 第 27 章 司法共助 (第 293 条ないし第 306 条)